

オーストラリアにおける財務報告の新しいフレームワーク

2010年5月、豪州会計基準委員会(Australian Accounting Standards Board:以下、AASB)は、今後のオーストラリア企業の財務報告のあり方に関わる暫定的な取り決めを行いました。財務報告に関する新しいフレームワークは、今後二回に渡り導入され、第一段階では現在、「報告主体(Reporting Entity)」とみなされる事業体を対象にした二階層(Tier)の財務諸表形態を導入し、第二段階では、現在オーストラリアで使用されている報告主体コンセプト(Reporting Entity Concept)の有用性、異なった制度下で必要とされている財務報告の実態、また現在非報告主体と見なされ、特定目的財務諸表(Special Purpose Financial Report:以下、SPFR)を採用している事業体に対し、一般目的財務諸表(General Purpose Financial Report:以下、GPFR)採用を義務化した場合の影響などを調査すると公表しました。

第一段階の焦点となる報告主体と見なされる事業体は、現在、オーストラリア版IFRS(以下、AIFRS)を全面適用したGPFRの作成が求められており、新しいフレームワークでは、こういった事業体の一部は、新たに導入される「開示項目を簡素化した財務諸表形態(Reduced Disclosure Regime:以下、RDR)」の適用が可能となり、財務報告書作成の負荷が軽減されることが予想されます。この新しい形態の財務諸表は「一般公衆に対する会計説明責任がない」営利事業体、非営利私有事業体、また特定の公的部門に適用されます。

約三年ほど前、AASBは上記のような一般公衆に対する会計説明責任がない事業体には国際会計基準審議会(以下、IASB)が発行した中小企業版IFRS基準(以下、IFRS for SMEs)をオーストラリアでも適用する方向で検討していました。その後、当該財務諸表導入の費用対効果や財務諸表利用者のニーズを再検討した結果、現時点ではIFRS for SMEsはオーストラリアには相応しくないと判断し、代わりに今回発表した簡素化した財務諸表形態を採用する運びとなりました。

現在、オーストラリアの財務報告フレームワークは、報告主体に義務付けられるGPFRと、それ以外の非報告主体とみなされる事業体に採用が可能なSPFRの二種類があります。GPFRはAIFRSの全面適用が求められ、SPFRは認識及び測定規定に関して同様にAIFRSの適用を求められますが、開示に関する規定を省略できる形態となっています。

上場企業など特定の事業体は自動的に報告主体とみなされますが、その他の事業体については、取締役の判断に委ねられており、財務報告書の情報を必要とするユーザー（資金を提供している投資家、金融機関など）の存在やニーズを考慮して任意に判断することが求められます。例えば、オーストラリアで事業を行っている一部日系企業は、株主が日本の親会社に限定されており、親会社は現地財務報告書がなくても、子会社の財務情報を容易に入手することが可能なため、非報告主体の事業体と見なされ、SPFR を採用しています。なお、今回 AASB が発表した、新しいフレームワークの第一段階における財務報告書に関する規定は、こういった企業には影響なく、従来通り SPFR を作成することができます。

第一段階の取り決めにより、営利事業体の中で現在 GPFR を作成している報告主体とみなされる事業体に対して、下記の二階層の財務報告形態のいずれかを採用することが求められます。

Tier 1: AIFRS を全面適用した財務諸表、または

Tier 2: Reduced Disclosure Regime (開示項目を簡素化した財務諸表形態)

どちらを採用するかは、事業体が一般公衆に対する会計説明責任があるか否かによって決まります。AASB は、「一般公衆に対する会計説明責任」の定義は IASB が IFRS for SMEs で採用している下記の定義に準拠する方向でいます。

- ▶ 発行した社債または株式が国内外の公開市場で取引されている。または、そのような金融商品を発行する準備中である事業体。
- ▶ 主要な事業の一つとして、受託者の資格で広く外部者の資産を保有している。例えば、銀行、保険会社、証券ディーラー、投資信託、投資銀行が該当する。

Tier 2 で今回導入された RDR は、認識及び測定規定に関して AIFRS の適用を求められますが、開示に関する規定を省略できます。SPFR と異なる点は、省略できる項目が特定されていることであり、省略できる主な開示項目は下記の通りです。

AASB 7 金融商品	マーケット・レートや公正価値に関する多くの項目
AASB 3 結合会計	企業結合に関する定性的説明、条件付対価及び取得受取債権の詳細、期間中の結合企業の収益・損益、貸借対照表日後に実施された企業結合に関する開示など
AASB 112 法人所得税	その他包括利益の計上された各項目に係わる税金費用。繰延税金負債が認識されていない子会社、支店、関連会社、JV に対する投資・持分に係わる一時差異、廃止事業に関する税金費用など
AASB 101 財務諸表の表示	費用の機能別分類を行った場合の追加的開示。一株当たり配当金、期末後に決議され期中に認識されなかった配当、資本管理、フランキング・クレジット、コミットメント、監査報酬などに関する開示
AASB 124 関連当事者についての開示	経営幹部に対する報酬の分類ごとの金額開示(但し、合計額の表示は必要)
AASB 136 資産の減損	当期中に認識された重要な減損損失及び戻入れに至った事象・状況、金額、個別資産または CGU(Cash Generating Unit) についての詳細、CGU に配分されたのれんや耐用年数を確定できない無形資産に関する開示

新しい財務報告基準への移行

現在 GPFR を作成している事業体で Tier 1 に該当する場合は、これまで通り AIFRS を全面採用した GPFR を作成するため、今回の移行による影響はありません。AASB の提案には Tier 間移行時の措置も含まれており、例えば、Tier 1 から Tier 2 の RDR に移行する場合、AASB 1「AIFRS 初年度適用」を適用する必要はなく、特定の開示項目を省略することにより簡単に移行が可能となります。反対に Tier 2 から Tier 1 に移行する事業体は AASB 1 を適用することにより、移行後は「IFRS 準拠」とみなされます。今回新たに導入された開示項目を簡素化した財務諸表形態は、2013 年 7 月 1 日から開始される年度より適用となりますが、2009 年 7 月 1 日からの任意早期適用も可能です。

企業への影響

現在 GPFR を作成している企業のうち、今回の新しいフレームワークにより、「一般公衆に対する会計説明責任」がない企業は、第一段階で導入される Tier 2 の RDR を採用することにより開示項目軽減の恩恵を受けることが可能となります。

一方、現在、SPFR を作成している企業は、第一段階導入後も引き続き当該財務諸表を作成できます。SPFR のほとんどのケースは、表示に関する中核的な基準である AASB 101 Presentation of Financial Statements, AASB 107 Statement of Cash Flows, 及び AASB 108 Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors で求められる最小レベルの開示基準のみに準拠しているため、AASB は当該財務諸表の有用性を検討し、採用を継続するか否かの判断をすると公表しています。このため日系企業を含む多くの企業に求められる財務報告のあり方が、今後変わることが予想されます。

Adelaide

Ernst & Young Building
121 King William Street
Adelaide SA 5000
Tel: +61 8 8417 1600
Fax: +61 8 8417 1775

Brisbane

1 Eagle Street
Brisbane QLD 4000
Tel: +61 7 3011 3333
Fax: +61 7 3011 3100

Canberra

Ernst & Young House
51 Allara Street
Canberra ACT 2600
Tel: +61 2 6267 3888
Fax: +61 2 6246 1500

Gold Coast

12-14 Marine Parade
Southport QLD 4215
Tel: +61 7 5571 3000
Fax: +61 7 5571 3033

Melbourne

Ernst & Young Building
8 Exhibition Street
Melbourne VIC 3000
Tel: +61 3 9288 8000
Fax: +61 3 8650 7777

Perth

Ernst & Young Building
11 Mounts Bay Road
Perth WA 6000
Tel: +61 8 9429 2222
Fax: +61 8 9429 2436

Sydney

Ernst & Young Centre
680 George Street
Sydney NSW 2000
Tel: +61 2 9248 5555
Fax: +61 2 9248 5959

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 135,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

For more information about our organization, please visit www.ey.com.

© 2010 Ernst & Young, Australia. All rights reserved.

SCORE NO. AU00000740

This communication provides general information which is current as at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.